請願 一覧表

[令和5年第6回高梁市議会(定例)]

請願第3号

受理年月日	件	名	請	願	者	紹介語	義員
R5. 11. 22	再審法(刑事訴訟法 正を求める意見書提 ついて	との再審規定)の改 是出に関する請願に	岡山市北区 日本国民教 会長 花田	女援会岡	山県本部	石部	誠

請願第4号

受理年月日	件		請	願	者	紹介語	義員
R5. 11. 22	小中学校の学校給: る請願	食費の無償化を求め	高梁市横町 新日本婦人 支部長 日	の会高		石部	誠

請願第5号

受理年月日	件	名	請	願	者	紹介語	義員
R5. 11. 22	「最低賃金全国一 める意見書」採択	律制への法改正を求 を求める請願	岡山市北区 岡山県労働 議長 西崎	組合会	議	石部	誠

請願第6号

受理年月日	件	名	請	願	者	紹介詞	議員
R5. 11. 22	国に対して「健康なる意見書」の提出を	保険証の存続を求め を求める請願	高梁市横門 くらしと福祉、 共同代表 同	教育を守	る高梁市民の会 卓夫	石部	誠



令和 5 年 (1月22日 受付

請 願 書

2023年 11 月22日

高梁市議会議長 石 田 芳 生 様

請願者

〒700-0054 岡山市北区下伊福西町1-53

日本国民救援会岡山県本部

会長 花田雅行

086 - 254 - 2799

FAX 086 - 256-2589

請願議員

不可 有

再審法 (刑事訴訟法の再審規定) の改正を求める意見書提出に関する請願について 請願の趣旨・理由

刑事訴訟において、ひとたび確定した判決といえども、もし「えん罪」の恐れがあるならば、高い人道的観点から、また基本的人権の尊重という趣旨から、できる限りの救済の道を開くことが必要です。日本の再審制度は、「再審をやってください」という再審請求手続きと、それを受けて行われる再審公判手続きという二段階の制度の組み立てになっております。

現在の再審制度は、「再審法」の単独の法律は無く、刑事訴訟法の506条の規定の中に条文として19条あるのみで、極めておおざっぱな規定です。再審は個々の裁判で、裁判長の解釈、裁量、運用に全て委ねられているのが実態です。「開かずの扉」と言われるほど、そのハードルは高く、えん罪被害者の救済が遅々として進まない状況にあります。それは、各事件の固有の問題ではなく、現在の再審制度が抱える制度的・構造的な問題があるからです。

再審制度が抱える問題点は、以下の2点あります。

① 検察官が捜査段階で集めた証拠を、裁判所の指示がないと開示しないことです。

国民の財産である全ての証拠を、隠すことなく弁護団の開示請求に応じて、開示し真実の解明に 役立てるべきです。

② 検察官に抗告権(上訴)があることです。

検察官は、裁判所が再審開始決定を出しても、それに従わず、即時抗告(高等裁判所へ)、あるいは、特別抗告(最高裁判所へ)を行うことができます。このため、裁判所の判決「再審開始決定」が実施されず、判決が有名無実化されます。その結果、本来無実であるはずの被告が有罪確定となり、再審による救済ができなくなります。従って、冤罪(えん罪)防止のためにも検察官の抗告権をなくすことが必要です。

以上の2点の問題点をふまえ、貴議会におかれましては、無実の者を誤った判決から迅速に救済するために、「再審法」(刑事訴訟法の再審規定)の改正を求める意見書を、内閣総理大臣、法務大臣、衆参議院議長に提出することを下記の通り請願いたします。

記

- 1.検察・警察が持っている未開示の証拠を、裁判長の指示の有無にかかわらず、開示する法制度に改定すること。
- 2.裁判所が再審開始決定をすれば、検察庁が異議の申し立て・上訴できない法制度に改定すること。



令和5年(1月21日 受付

2023年(令和5年) 11月22日

高梁市議会議長 石田芳生 様

請願者 新日本婦人の会高梁支部 代表者 支部長 日 下 雅 子 (全) 住 所 高梁市横町 1558-1(電話 22-6135) 紹介議員 できる また

小中学校の学校給食費の無償化を求める請願

【陳情の趣旨】

私たち新日本婦人の会は、女性と子どものしあわせ、平和とくらしの向上を願い、全国で運動している国連NGOの女性団体です。

学校給食は、戦後まもなく子どもの栄養状態の改善を目的に始められ、今日では「食育」として食文化を伝える教育の重要な柱の一つになっています。そして、児童・生徒が健康で文化的な生活を送り、望ましい食生活の基礎を養い、感謝の心や伝統的な食文化の理解を深める大切な機会でもあります。

そのため、子どもたちの給食への期待感や、みんなと一緒に食べる楽しさは、かけがえのないものであり、成長期にある子どもたちの健全な成長に大きな影響があります。

そのためにも、全ての子どもが、お金の心配なく、平等に給食を食べられるよう無償化が求められます。その給食費が高梁市の場合、小学校で一人平均で年額約57,000円、中学校で約66,000円で、保護者が学校に納めるお金の中で最も高額です。複数の子どものいる家庭の負担はさらに大きくなります。

いま、所得格差の拡大、子どもの貧困率の広がりと度重なる物価高騰のもとで、保 護者から給食費の無償化を求める声が大きく広がる中で、多くの自治体がその思いに 応え、すでに 500 以上の自治体が無償化または一部無償化を実施し、さらに実施自 治体が広がっている状況です。

学校給食は、「憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現するもの」 として貧富の差に関係なく、教科書などと同様に、無償にされるべきです。

高梁市においても、給食費の無償化を実現されるよう、地方自治法第 124 条の規定により請願いたします。

【陳情項目】

- 1、国による義務教育の給食費の無償化が実現するまでの間、高梁市の制度として、無償化を早期に実現してください。
- 2、地域間格差が生じることがないように、学校給食費の全国一律無償化の実現を国へ要請してください。

高粱市議会 議長 石田芳生 様



令和 5年 前願第 5 号 令和 5年 11 月 22 日 受付

2023年 11月22日

紹介議員:

不動意

請 願 者:岡山県労働組合会議

議長 西崎直人

岡山県岡山市北区春日町 5-6

TEL:086-221-0133

「最低賃金全国一律制への法改正を求める意見書」採択を求める請願

主旨

岡山県内の最低賃金は 10 月 1 日から、932 円に改定されました。仮にこの金額で、173.6 時間働いたとすると、月収は 161,795 円、年収に換算すると約 194 万円となりワーキングプア水準です。昨年と比較すると 40 円の引き上げとなり、過去最高の引き上げ額を記録しましたが、この間の物価高騰に対応できる引き上げ額とは言えません。

岡山県労働組合会議は「最低限度の生活」はどういうものであるかを明らかにするために、「最低生計費試算調査」にとりくみました。その結果、岡山で生活するためには月25万円、時間給にすると1,600円以上必要であるとの結論に至りました。同様の調査は、全国27の地域でとりくまれており、どこで生活しても必要な生計費は時間給1,500円以上との結果になっています。そのことから、現行の最低賃金は、「文化的で最低限度の生活」を送ることは不可能な水準であるとしか言えません。

また、地域別制度によって最低賃金に格差が生じています。最高額の東京都(1113 円)と比較すると 181 円の差となり、月約3万1千円の差です。年収にすると 40万円近くもの差が生じることになるため、賃金の 低い地方から賃金の高い都市部への人口流出を招き、地域経済衰退の要因となっています。

1日8時間働けばふつうに生活できる賃金の実現と地域経済活性化の問題を早期に解決するには、最低賃金法を改正して、全国一律制へと改めていくことが最も効果的です。

現行法は、「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めるとあります。つまり、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められるため、低いままとなってしまうのです。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められるため、引き上げが抑制されるという構造的な欠陥があります。

全国一律最低賃金の創設目的は、すべての労働者とその家族に、健康で文化的な最低限度の生活を確保するために必要な賃金を保障すること、地域間格差を解消し、地域経済の発展に寄与することにあります。しかしながら、既に広がった地域間格差はあまりに大きく、全国一律制度の実現には様々なハードルがあります。そのため、一定の期間を設け相応の財源を確保することで円滑な運営を行うことができると考えられます。

全労連の「最低賃金法改正の4つのポイント」を参考にし、全国一律制度実現に向けた最低賃金法の改正の 有効性を検討してください。つきまして、貴議会から最低賃金全国一律制への法改正を求める意見書を政府に 提出することを請願します。

請願項目

最低賃金全国一律制への法改正を求める意見書を政府に提出すること。



令和5年順開第6号

2023年(令和5年) 11月 22 日

高梁市議会議長 石田芳生 様

請願者 くらしと福祉、教育を守る高梁市民の会 共同代表者 長谷川卓夫 小阪洋志 住 所 高梁市横町 1558-1 (電話 090-7997-5911)

紹介議員 元音 意义

国に対して「健康保険証の存続を求める意見書」の 提出を求める請願

【請願趣旨】

政府は、2024年秋に健康保険証(以下「保険証」)廃止の方針を打ち出しました。 保険証が廃止となれば、マイナンバーカード(以下「カード」)を持たない人は公的保険 診療から遠ざけられる結果となりかねず、国民皆保険制度の下で守られている国民の いのちと健康が脅かされます。また、保険証廃止は、事実上のカード取得の強制です。 個人情報漏えいや誤入力による別人の情報に基づいた診療・投薬は、患者の命と健 康を脅かす危険があります。これらの不安から多くの反対の民意があります。

こうしたもとで、多くの医療機関では現行の健康保険証を持参するよう患者・国民に 呼びかけているのが現状です。

政府はマイナ保険証なら医療・投薬情報が共有できて便利だとうたっていますが、医療情報が反映されるには受診から 2 か月はかかるし、もし救急搬送された時にマイナ保険証を携帯していなければ医療情報を知ることができません。投薬情報についても、患者は受診時にお薬手帳を持参され、リアルタイムでどんな薬が処方されているかがわかり、はるかに現行制度が有効です。

さらに、カードは5年ごとに更新が必要ですし、設定された暗証番号を覚えているのかもお互いに疑問です。また、更新を忘れたら保険料を払っていても「無保険」扱いとなる可能性もあります。これらの問題、現在の健康保険証を残せばすむことです。

こうした中で、どの世論調査でも、70%前後の方が保険証の存続を求めています。 誰一人取り残さない医療保険制度を維持して、誰もが安心して医療を受けられるよう に、健康保険証の廃止は中止し、存続することを求めて、地方自治法第 124 条の規定 により請願いたします。

【請願項目】

健康保険証の廃止を中止して存続するよう、国に意見書を提出していただきたい。